

令和4年第1回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和4年1月20日 午前9時30分から
- 2 場所 会津若松市生涯学習総合センター多目的ホール
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 涉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 16名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継		
		5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 2名

3番委員	本田 武史	4番委員	室野井 建一		
------	-------	------	--------	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主任主査	慶徳 幸一郎	主任主事	相澤 俊輔		

農政課

副主幹	酒井 康之	技師	藤田 優志		
-----	-------	----	-------	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和4年第1回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。 また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。 なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。 本日出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は16名であります。 それでは只今より会議を開きます。 まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員1番・庄司遼委員、農業委員3番・長尾好章委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>始めに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 高野地区担当委員より1番から2番について説明願います。</p>
<p>(農業委員14番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>議案第1号1番から2番について、農業委員14番弓田より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 1番の案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 また、2番の案件につきましては、農業次世代人材投資資金を受給している新規就農者に対する親族間での所有権の移転であり、現在使用する農地を含めた権利の移動を許可しようとするものです。 調査月日は、1月18日午後6時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員17番) 棚木 信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より3番について説明願います。</p> <p>議案第1号3番について、推進委員17番棚木より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、離農により農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、1月16日午前11時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

会 長	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第1号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 大戸地区担当委員より1番について説明願います。</p>
(推進委員11番) 二瓶孝太郎 委員	<p>推進委員11番二瓶より、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての1番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、農業用倉庫を整備するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については、第2種農地の内、小規模で生産性の低い「その他の農地」と見られることから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、1月18日午前10時30分から、農地部会より吉田部会長、大竹副部会長、星部会委員の3名の他、地区委員2名、事務局1名の計6名で実施したものであり、本件については、農振法、都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>
会 長	<p>荒井地区担当委員より2番について説明願います。</p>
(推進委員12番) 鈴木 純一 委員	<p>推進委員12番鈴木より、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての2番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、店舗兼休憩所を整備するため、賃借権の設定をするものです。 農地区分については、第1種農地の内、「流通業務事業」と見られることから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、1月18日午前9時30分から、農地部会より吉田部会長、大竹副部会長、星部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであり、本件については、農振法は除外手続き済み、都市計画法は許可の見込み、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>

<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員3番) 長尾 好章 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第2号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第3号農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。 利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。 南四合・町北地区担当委員より1番から4番について説明願います。</p> <p>農業委員3番長尾より議案第3号利用権設定の1番から4番について、ご報告いたします。 なお、一部神指地区も含まれておりますが、南四合・町北地区より報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 1番の案件については、農業を営む法人に対する利用権設定であり、2番から4番の案件については、農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月15日午前9時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員14番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>高野地区担当委員より5番から6番について説明願います。</p> <p>農業委員14番弓田より議案第3号利用権設定の5番から6番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月18日午後5時30分より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員5番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>神指地区担当委員より7番から35番について説明願います。</p> <p>推進委員5番佐藤より議案第3号利用権設定の7番から35番について、ご報告いたします。 なお、南四合・町北地区も含まれておりますが、神指地区より報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 7番から32番の案件については、農業を営む法人に対する利用権設定であり、33番から35番の案件については、農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月16日午後1時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>門田地区担当委員より36番から37番について説明願います。</p>

<p>(推進委員 2 番) 島影 盛継 委員</p>	<p>推進委員 2 番島影より議案第 3 号利用権設定の 3 6 番から 3 7 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 3 6 番につきましては農家間における利用権設定で、3 7 番につきましては家族間における利用権設定であります。 また、3 7 番につきましては 4 地区にまたがった利用権の設定であります、面積が多い門田地区からご報告いたします。 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 月 1 8 日午前 1 0 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>湊地区担当委員より 3 8 番から 4 2 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 9 番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>農業委員 9 番小檜山より、議案第 3 号利用権設定の 3 8 番から 4 2 番についてご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。 申請内容につきましては、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>荒井地区担当委員より 4 3 番から 5 2 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 17 番) 奈良橋 渉 委員</p>	<p>農業委員 1 7 番奈良橋より、議案第 3 号利用権設定の 4 3 番から 5 2 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 4 3 番から 5 1 番の案件については、農家間における利用権設定であり、5 2 番については農業を営む法人への利用権設定であります。 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 月 1 7 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>川南地区担当委員より 5 3 番から 5 9 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 2 番) 多田 善信 委員</p>	<p>農業委員 2 番多田より、議案第 3 号利用権設定の 5 3 番から 5 9 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件については、農家間における利用権設定であります。 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 月 1 7 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>館ノ内地区担当委員より 6 0 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 16 番) 渡部 裕末 委員</p>	<p>農業委員 1 6 番渡部より、議案第 3 号利用権設定の 6 0 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間における利用権設定であります。 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 月 1 7 日午後 2 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>八田地区担当委員より 6 1 番から 7 0 番について説明願います。</p>

<p>(農業委員 5 番) 折笠 康裕 委員</p>	<p>農業委員 5 番折笠より、議案第 3 号利用権設定の 6 1 番から 7 0 番について、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>6 7 番の案件につきましては、日橋地区も含まれておりますが、面積の多い八田地区より報告いたします。</p>
<p>(農業委員 11 番) 吉田 和明 委員</p>	<p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p>
<p>会 長</p>	<p>6 1 番から 6 5 番の案件については、農家間における利用権設定であり、6 6 番から 7 0 番の案件については、農業を営む法人に対する利用権設定です。</p>
<p>会 長</p>	<p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 月 1 5 日午前 1 0 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>日橋地区担当委員より 7 1 番から 8 0 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 11 番) 吉田 和明 委員</p>	<p>農業委員 1 1 番吉田より、議案第 3 号利用権設定の 7 1 番から 8 0 番について、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>これらの案件については、農業を営む法人に対する利用権設定です。</p>
<p>会 長</p>	<p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 月 1 6 日午前 9 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>堂島地区担当委員より 8 1 番から 8 4 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 17 番) 棚木 信治 委員</p>	<p>推進委員 1 7 番棚木より、議案第 3 号利用権設定の 8 1 番から 8 4 番について、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p>
<p>会 長</p>	<p>8 1 番の案件については、農業を営む法人に対する利用権設定であり、8 2 番から 8 4 番の案件については、農家間における利用権設定です。</p>
<p>会 長</p>	<p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 月 1 6 日午前 1 0 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>(推進委員 9 番) 渡部 政治 委員</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>5 2 番の案件について、賃借料が高額となっているが。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局</p>
<p>事務局</p>	<p>双方の合意に基づくものですが、借り手については他の方との貸借についても同様となっております。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>(推進委員 9 番) 渡部 政治 委員</p>	<p>了承しました。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>

会 長	<p>それではお諮りします。議案第3号農用地利用集積計画の作成についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第4号農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題いたします。</p> <p>提案理由について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号農用地利用配分計画(案)に関する意見についてでございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、市町村が農用地利用配分計画(案)を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聞くものとする定められておりますので、令和4年1月5日付け3農政第1290号で会津若松市長より意見を求められております農用地利用配分計画(案)に関する意見についてをご審議いただくものであります。</p> <p>詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
会 長	農政部・農政課
農政課	<p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案第4号農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>1月総会の案件は、一般地区になります。</p> <p>13ページをご覧ください。一般地区になります。</p> <p>1番については親から子への経営移譲による借り手の変更を行う農用地配分計画(案)になります。</p> <p>2番については親から子への経営移譲による借り手の変更を行う農用地配分計画(案)になります。</p> <p>なお、1筆目から8筆目については所有者名義が同一世帯のため賃借料が発生しない使用貸借となっております。</p> <p>9筆目、10筆目の農地については今まで物納契約でしたが、金納契約に切り替えを行ったうえで借り手を変更するものになります。金納への切り替えに伴い単価などについては耕作者、所有者共に協議済になります。</p> <p>11筆目から26筆目の契約については現契約をそのままに、借り手の変更を行うものになります。</p> <p>14ページ上段をご覧ください。</p> <p>3番については法人設立に際し、今代表者名義で契約していた農地について解約し、残りの期間を法人に貸付を行う農用地配分計画(案)になります。</p> <p>14ページ下段をご覧ください。</p> <p>4番の農地は今まで別な耕作者が契約しておりましたが、より効率的な農業経営のために隣接農家へ貸し付ける農用地配分計画(案)になります。</p> <p>詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
会 長	<p>このことについて、何か質問等ありませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>

会 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第4号農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを原案どおり決することに異議ございませんか。</p> <p>（異議なし の声あり）</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第5号会津若松農業振興地域整備計画の変更案についてを議題いたします。</p> <p>事務局より提案理由の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号会津若松農業振興地域整備計画の変更案についてであります。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、当該市町村の長は農業委員会の意見を聴くものとする定められておりますので、令和4年1月4日付け3農政第1297号で会津若松市長より意見を求められております会津若松農業振興整備計画の変更案についてを審議いただくものであります。</p> <p>詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
会 長	農政部・農政課
農政課	<p>農政課の酒井です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今回の案件につきましては、農用地区域への編入案件でございます。</p> <p>事業計画者は会津大川土地改良区でありまして、令和6年度に北会津町本田地区において農地中間管理機構関連農地整備事業を予定しております。</p> <p>農振法第10条第3項の規定により、土地改良事業等の対象地については、農用地区域に指定すべき土地とされていることから、申出のあった区域を農用地区域に編入するものです。</p> <p>なお、編入区域は、総会資料17ページの塗りつぶしの箇所であります。</p> <p>北会津町本田地区の農用地区域への編入案件につきましては、令和3年12月20日の総会においてご意見をいただいたところですが、今般、追加による編入の申出があったことから、改めてご意見をお伺いするものです。</p> <p>会津若松農業振興地域整備計画の変更案に係る説明については、以上であります。</p>
会 長	<p>このことについて、何か質問等ありませんか。</p> <p>（なし の声あり）</p>
会 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第5号会津若松農業振興地域整備計画の変更案についてを原案どおり決することに異議ございませんか。</p> <p>（異議なし の声あり）</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、及び報告農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p>

会 長	事務局より報告願います。
事務局	報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から9番について、事務局よりご報告いたします。 届出の詳細については、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては相続等により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。
会 長	以上、報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。 (午前10時10分 閉会を宣言する。)

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和4年1月21日

会津若松市農業委員会 会長

1 番農業委員

3 番農業委員